



全国酸素部会新聞

全日本建設交運一般労働組合

発行 建交労 全国酸素部会機関紙部
大阪府堺市西区石津西町1-2番



TEL 072-276-4320

メール zenkoku.sanso@gmail.com

HP <http://sansobukai.web.fc2.com>

建交労第25回定期大会

8月26日(土)から8月28日(月)までの3日間、群馬県安中市のホテル磯部ガーデンにて建交労第25回大会が開催され、酸素部会からは部会長・相澤氏、大陽液送分会 大田班・長谷川氏、テーエス支部・結城氏・小林氏、関東マルエス分会・伊藤氏、そして 寿運送分会・村上の6名が参加しました。

足立副委員長の挨拶で幕を開け、角田委員長の挨拶がありました。挨拶の中で通常国会にて国民の意見を無視し強行採決された様々な法案に異議を唱え、平和と民主主義を守るためには、あきらめずにひとり一人が声を上げ、ひとり一人が自分にできるアクションを起こすことだと話されました。

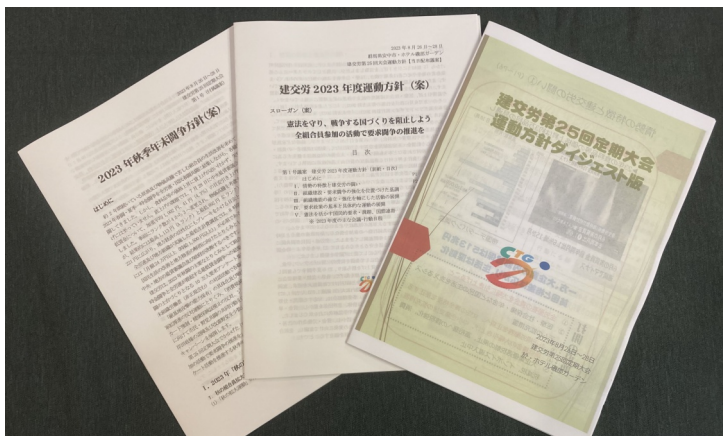
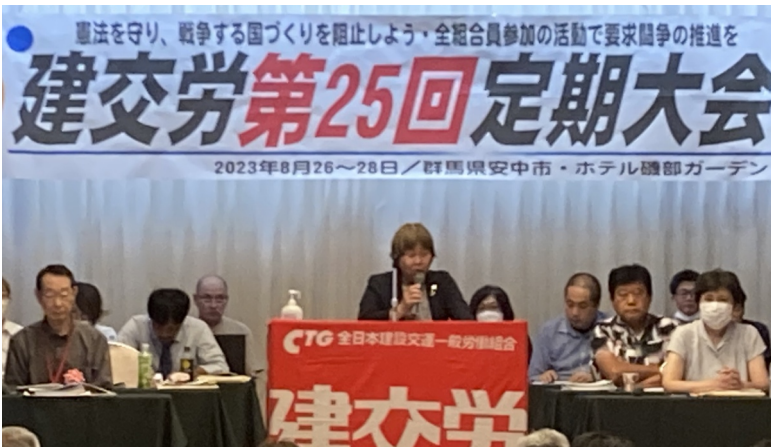
1日目の特別報告では、全国トラック部会副部会長の津村氏より「高速道路のトラック 速度規制(80km/h)の引上げ」の規制緩和について、危険性の訴えがありました。これは私たちの業務にも直結する安全安心を脅かす危険な規制緩和となる為、全国酸素部会として反対の声を上げなければなりません。

2日目の報告では部会長の相澤氏より全国酸素部会報告と福島県の東日本大震災後12年たった現在の状況や、政府が県民の声を無視し 処理水の海洋放出をおこなった事への怒り、反対を訴えました。大陽液送分会大田班・長谷川氏からは係争中の大陽液送を相手取った偽装請負裁判の報告と全国の仲間から集まった署名のお礼を伝え、「8月31日(木)に判決が出ます。判決次第では、まだまだ皆さんの支援が必要になるので協力宜しくお願いします。」と強く訴えました。特別報告の最後を飾られたのは、広島の高木昭代(ヒロキテルヨ)さんから、実際に体験した戦争のお話を96歳とは思えない力強い言葉で「戦争は絶対ダメなこと、私は長生きしているのではなく、いろいろなことを伝えるために生かされているのだ!」と語られました。閉会挨拶では森谷副委員長が、自身が好きな四字熟語「不撓不屈」を例に挙げ「労働組合にとって必要な言葉であり、不撓不屈の精神でがんばりましょう!」と話され、最後は角田委員長による「団結がんばろう!」で締めくくられ第25回大会は終了となりました。



今回初めて傍聴人として参加させていただき、いろいろな方と交流も深めることができ、とても勉強になる有意義な3日間となりました。今後も不撓不屈の精神で頑張っていきたいと思えます。

寿運送分会 村上吉樹



大阪高裁不当判決

令和5年8月31日(木)13時10分 大阪高等裁判所別館73号法廷にて、令和4年(ネ)第1831号 労働契約上の権利関係確認請求控訴事件 大陽液送偽装請負裁判の判決が下されました。本多久美子裁判長は、「棄却。控訴費用は控訴人らの負担とする。」と述べるに留まり閉廷となりました。

私たちは、大阪高裁が大阪地裁堺支部の誤りを正し、司法の役割を發揮し公正公平な判断を下してくれることを願い控訴したのですが、「大阪高裁までも不当な判決を下すのか。」と残念な気持ちでした。判決文では、大陽液送が労働者派遣の役務の提供を受けていたか否かの判断も、本件承諾の意思表示が大陽液送に到達した日から遡って1年以内の行為(就労状態)を前提に行うのが相当。過去に偽装請負していても、違法派遣していても、一年以上前の事は関係無い。指揮命令については、搭乗票自体が指揮命令の中核である指揮命令書と、私たちの主張を認めているが、配送先や内容、指定時刻などは、荷主である大陽日酸が受注した取引内容によって決定される事項であり、大陽日酸から配送委託を受けた大陽液送が指示するのは、本件業務委託契約の性質上当然の事柄。また商品が高圧ガスの為、大陽液送と納入先の保安責任者の指示に従う必要があり、荷主の要求する運送業務を遂行する以上、受託者である大田貨物が委託者である大陽液送と協議することなく、独断で内容を決定、変更できない事も当然の事柄だと判断しています。配車係については、大田貨物にガス部門の配車係を設けられたのが平成30年6月以降で形式的なものであると私たちが主張したのを考慮しても、労働者派遣の実態を隠す為の偽装に過ぎないとまでは認められないとの判断がなされました。LINEによる指揮命令については、私の例のみをピックアップし、他多数のLINE指示の証拠に対して言及せず無視しています。そして大田貨物は乗務員の管理すら出来ていない事についての主張への回答は、私たち乗務員の単なる不満であって、私たちに対する配車が偽装によってなされているのではなく、大田貨物が指示、管理を行っていることを示す事情であると判断されました。大田貨物の高圧ガス輸送の専門性については、会社に専門性がなくても、私たち乗務員が研修などを受けて専門知識を持っているので問題がないという稚拙な判断をしています。労働時間の管理はタイムカードを提訴以前から行っており、労働組合との交渉を経て労働時間が適正に計算され、労働時間の管理を自ら行っていないとか、労働組合の指摘を受け請負を偽装したとは言えないとの判断でした。大陽液送と同じ制服、ヘルメットの無償支給については、客先へ安心感を持って貰う為合理的であるとの判断。大田貨物が資機材を自ら調達していないとの私たちの主張では、タンクローリーを無償でリースしているものの、大田貨物が車両整備、車検、保険代を払い業務を遂行しているので、事実を認めるに足る証拠ではないとの事でした。大阪高裁の、このお粗末な判断による判決は完全なる不当判決であります。

これら一部の証拠だけを検証し、本件控訴は理由がなく、棄却するとの判決は不当としか思えません。今後、最高裁へ上告するか、弁護士と協議し決めて行きたいと思えます。これまで、全国の仲間の皆様には御支援、御協力して頂き、ありがとうございました。また今後の事が決まり次第ご報告致します。

大陽液送分会大田貨物班 長谷川達三



テーエス支部学習交流会

新型コロナウイルスも5類になり、テーエス支部として数年ぶりの学習交流会を開催しました。

テーエス支部は、新潟、三重、兵庫、岡山、愛媛と広域支部の為、全員参加の合同開催は難しく、今年度は全組合員合同開催とはなりません。新潟分会・尼崎分会では各役員が「2024年問題」の講義資料を元に講師を務めて開催。5月13日開催の四日市学習交流会では、トラック部会幹事である結城委員長が講師として参加して熱弁を奮って頂きました。

7月22日開催の岡山分会・新居浜分会の合同学習交流会では、委員長と私が参加して、初級コースの「労働組合の成り立ち」、我々の身近な問題である「2024年問題」を題材に、しっかり学ぶことができました。

昨今では、web会議が主流になっています。直接顔を突き合わせる学習交流会での意見交換は非常に有意義であり、組織の団結力に繋がることを再認識することができました。こうした取り組みを継続的にを行い、組合員それぞれが日々努力して励むこと、それを活動に活かしていくことで、団結力の強化、組織拡大に繋がっていくと思います。

次年度は、全分会合同学習交流会を開催できるように取り組んでいきたいと思えます。

テーエス支部四日市分会 小林正直

